

サービス提供体制強化加算についての留意事項

1 職員の割合について

毎年3月に当該年度の職員の割合を計算し、体制届の提出が必要かどうか確認する必要があります。なお、事業所の前年度の運営実績が6月以上あるかどうかで、職員の割合を確認する方法が異なります。（前年度の運営実績とは、平成31年4月から令和2年2月までの間のことです。なお、3月分は除きます。）

(1) 令和元年度から当該加算を算定していた場合

事業所の 前年度 運営実績	職員割合の 確認方法	確認の結果	
		算定要件 (職員割合)	体制届の 提出
6月に満たない場合 ※1	届出日の属する月の前3月 (※2)の実績により算定 〔常勤換算方法により算出した平均〕	満たさない → <u>算定不可</u>	<u>必要</u>
		満たす →算定可	不要
6月以上の場合	前年度実績により算定 〔4月から2月までの11ヶ月間の 常勤換算方法により算定した平均〕	満たさない → <u>算定不可</u>	<u>必要</u>
		満たす →算定可	不要

※1：新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含みます。

※2：令和元年12月から令和2年2月までの実績です。

(2) 令和2年4月から新たに当該加算を算定する場合

事業所の 前年度 運営実績	職員割合の 確認方法	確認の結果	
		算定要件 (職員割合)	体制届の 提出
6月に満たない場合 ※1	届出日の属する月の前3月 (※2)の実績により算定 〔常勤換算方法により算出した平均〕	満たさない →算定不可	
		満たす → <u>算定可</u>	<u>必要</u>
6月以上の場合	前年度実績により算定 〔4月から2月までの11ヶ月間の 常勤換算方法により算定した平均〕	満たさない →算定不可	
		満たす → <u>算定可</u>	<u>必要</u>

※1：新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含みます。

※2：令和元年12月から令和2年1月までの実績です。

2 その他の留意事項

(1) 新たに加算を算定しようとする場合について

新規事業所や事業所を開設したばかりで、3月において事業所の運営実績が3月に満たない事業所等については、事業運営の開始後、4月目以降に届出が可能となります。

(2) 届出日の属するの前3月により算定する場合について

届出日の属する月の前3月の割合により当該加算を算定する場合は、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員割合について、毎月継続的に所定の割合を維持しなければ加算を算定し続けることはできませんので、その割合について毎月記録し、所定の割合を下回った場合は、直ちに体制届の提出が必要となります。

(3) 職員の所定の割合について

当該加算の算定要件である職員の所定の割合については、サービスにより異なります。各サービスの当該加算の算定基準を確認してください。

(4) 体制届の様式等について

体制届の様式等は、久慈広域連合ホームページからダウンロードして作成をしてください。

中重度ケア体制加算・認知症加算についての留意事項

1 中重度ケア体制加算及び認知症加算の利用者の割合について

当該年度の利用者の割合の算出は、実利用者数または延べ利用者数の前年度（4月～翌年2月※）の平均を用いることとなっています。前年度に当該加算の算定を行っている事業所においても、改めて前年度の利用者の割合を計算し、要件を満たしているか確認が必要です。

※前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前3月の実績で計算します。

2 中重度ケア体制加算の留意事項

- (1) 要支援者に関しては、利用者の割合の算出に含めず計算してください。
- (2) 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。またその割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については直ちに加算の取り下げを行ってください。

3 認知症加算の留意事項

- (1) 「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する方を指します。
- (2) 要支援者に関しては、利用者の割合の算出に含めず計算してください。
- (3) 指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修、認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を一名以上配置してください。
- (3) 認知症加算を算定している事業所にあつては、認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成してください。

4 加算の内容に変更が生じた場合

加算の内容に変更が生じる場合は、久慈広域連合まで加算の届出書を提出してください。体制届の様式等は、久慈広域連合ホームページからダウンロードして作成をしてください。